

ID: 0436

担当部署:企画総務部 防災危機管理課

処分の概要	利用の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例 第 3 条		
例 規 番 号	平成 26 年条例第 1 号		
【根拠条文】 第 3 条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日